

平成18年度

事業名(箇所名)	大久喜港北防波堤灯台	担当課 担当課長名	海上保安庁交通部計画運用課 一 藁 勝	事業 主体	海上保安庁
実施箇所	青森県八戸市(大久喜港北防波堤外端)				
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業				
事業諸元	灯塔(FRP)、LED灯器、太陽電池装置、蓄電池				
事業期間	事業採択	平成13年度	完了	平成13年度	
総事業費(億円)	採択時	0.05		完了時	0.04
目的・必要性	大久喜漁港は、青森県八戸市の南東に位置する第一種漁港であり、同港の利用船舶は、夜間操業となる定置網によるさけ漁を主に、沖合い流し網漁及び沿岸の刺し網漁に従事しており、昼夜を問わず利用されている。 この事業は、同港が海霧発生や冬季の吹雪による視界不良日が多いことに加え、同港周辺には岩礁が散在しており、同港の利用船舶は、入出港に難渋しているため、同港北防波堤先端に港湾標識を設置して入出港船舶の航行の安全と運航能率の向上を図ることを目的としたものである。				
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	通航船舶隻数 計画時 11,431隻/年 → 実績 11,502隻/年				
事業全体の投資効率性	基準年度	平成18年度			
	B:総便益(億円)	0.36	C:総費用(億円)	0.12	B/C 3.03
				B-C 0.24	EIRR (%) 30.0
事業の効果の発現状況	運航経費節減時間 345時間/年				
事業実施による環境の変化	特になし				
社会経済情勢等の変化	特になし				
今後の事後評価の必要性	今後とも同様の便益の発生が見込まれることから、今後の事後評価は必要なし				
改善措置の必要性	便益が十分に発生しているため、必要なし				
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	特になし				
対応方針	対応なし				
対応方針理由	-				
その他	-				

大久喜港北防波堤灯台

